

国民年金保険料の免除申請が始まります

国民年金は、加入者である皆さんに保険料（令和4年度は月額16,590円）を納付していただくことで成り立っていますが、所得が低いなどの理由から保険料を納めることが困難な場合は、申請すれば納付が免除・猶予される制度があります。

令和4年度分（7月分から翌年6月分までの国民年金保険料）の免除・納付猶予の申請受付が始まります。

受付 7月1日（金）から

■申請に必要なもの

- ①基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）
 - ②【失業者のみ】雇用保険受給資格者証など
【り災者のみ】り災証明書など
- ※②は該当する審査対象者のみ必要で、その方の所得を除外して免除等審査が行われます。

■申請窓口

市役所本庁医療保険課
小川総合支所総合窓口係
玉里総合支所総合窓口係
※申請日の2年1か月前の月分までさかのぼって免除等を申請できます。令和4年6月以前にも未納期間がある方は、あわせて市役所にご相談ください。

■納付猶予制度

対象：学生以外の50歳未満の方
条件：本人と配偶者の所得が、下表の全額免除の所得基準額以下であること。

■追納するには

基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）を持参し、市役所で申請をしてください。
経済的余裕ができたなら、年金額を満額に近づけるために追納しましょう。

■免除・納付猶予の種類と違い

	4分の1免除	半額免除	4分の3免除	全額免除	納付猶予	学生納付特例
令和4年度 保険料額	12,440円	8,300円	4,150円	-	-	-
対象者	60歳未満の方				50歳未満の方	学生
年金受給資格 期間に算入	○ <small>※免除後の保険料を納付しなかった場合、免除が無効（未納）になります。</small>			○	○	○
老齢基礎年金額に 反映される割合	$\frac{7}{8}$	$\frac{6}{8}$	$\frac{5}{8}$	$\frac{4}{8}$	×	×
追納 (後から保険料を納めること)	10年以内ならさかのぼって納めることができます (3年度目以降は当時の保険料に一定の金額が加算されます)					

■免除となる所得の目安

条件：本人、配偶者、世帯主のそれぞれの前年所得が、所得基準額以下

免除制度の種類	所得基準額の目安
全額免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万 + 32万円
4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

問い合わせ

日本年金機構 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278 (自動音声)
医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1102・1103)